

収去検査結果の概要(令和4年10月～令和4年12月)

食品等の分類	収去 検体数	検査結果	
		適	法違反
魚介類	37	37	-
無加熱摂取冷凍食品	1	1	-
凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	-	-	-
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	10	10	-
生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く）	35	33	2 [※]
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	60	60	-
乳製品	4	4	-
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。）	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	-	-	-
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	37	37	-
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	82	82	-
菓子類	57	57	-
清涼飲料水	-	-	-
酒精飲料	-	-	-
氷雪	-	-	-
水	-	-	-
かん詰・びん詰食品	-	-	-
その他の食品	11	11	-
添加物及びその製剤	-	-	-
器具及び容器包装	-	-	-
おもちゃ	-	-	-
乳類	-	-	-
合計	334	332	2

※食品表示法違反（食品添加物の誤表記及び記載漏れ）

主な収去検査項目は福岡市ホームページに別途掲載しています。